



①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																						III 就学援助率									
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)											(2) ソ、タ、チを選択した場合						(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度									
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)					倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円		
		信	課税所得等の分類	年	月	万円																											
該当団体数	35	31	30	23	26	26	30	8	5	19	22	8	8	9	21	11	3	11	0	11	25	25	25	0	0	3	11	35	35				
宮城県	仙台市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						生活保護基準額に、以下の金額を加算し認定基準額を算出する。なお、最低生活費は平成25年8月1日時点の生活保護基準額と、平成29年度の生活保護基準額と比較し、いずれか基準額の高い方を採用している。 ・消費税の増税及び本市における消費者物価指数の動向に基づき加算 ・学校給食費および学校外活動費（「子どもの学習費調査報告書」より引用）	15%未満	15%未満
宮城県	石巻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 総所得(諸控除前)	24	12	390		係数が1.3倍以上1.5倍未満の場合、民生委員から調査を取り認定を行っている。	特に援助が必要と認められる者			15%未満	15%未満		
宮城県	塩竈市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	348						25%未満	25%未満		
宮城県	気仙沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2 課税所得	24	12	279						特に教育長が必要と認める者	20%未満	20%未満	
宮城県	白石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	282						10%未満	15%未満		
宮城県	名取市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 課税所得	29	4	393						10%未満	10%未満		
宮城県	角田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2 総所得(諸控除前)	25	4	330						10%未満	10%未満		
宮城県	多賀城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	240		(2)の目安額(年額)は、240万円以下である。			15%未満	10%未満			
宮城県	岩沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 総所得(諸控除前)	29	12	350						15%未満	10%未満		
宮城県	登米市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 総所得(諸控除前)	29	12	258						15%未満	15%未満		
宮城県	栗原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 その他	29	12	297		給与収入(税引き前)		災害その他の理由により特に援助が必要と認められるもの	10%未満	10%未満			
宮城県	東松島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	308						10%未満	10%未満		
宮城県	大崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 課税所得	24	12	324						平成27年9月11日豪雨災害被災者(住家が床上浸水し、り災証明により半壊以上(床上浸水)の判定をうけた世帯は、認定標準額の2倍以内であれば就学援助を認定) 1.3×2=2.6	15%未満	15%未満	
宮城県	富谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	297						10%未満	10%未満		
宮城県	蔵王町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 課税所得	29	4	271						前各号に掲げる者のほか、特に援助が必要と認められる者	15%未満	15%未満	
宮城県	七ヶ宿町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 課税所得	29	12	300						0%	0%		
宮城県	大河原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	300						10%未満	15%未満		
宮城県	村田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										特に援助が必要であると認められる場合	15%未満	10%未満	
宮城県	柴田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 課税所得	29	4	310						15%未満	15%未満		
宮城県	川崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	250						10%未満	10%未満		
宮城県	丸森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	285						10%未満	10%未満		
宮城県	亘理町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5 課税所得	30	1	356						10%未満	10%未満		
宮城県	山元町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 課税所得	30	4	301						10%未満	15%未満		
宮城県	松島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										教育長が特に必要と認める者	15%未満	15%未満	
宮城県	七ヶ浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										10%未満	10%未満		
宮城県	利府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	295						5%未満	5%未満		
宮城県	大和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										・児童扶養手当受給者(一部受給者)である者については、収入額が特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる必要額(保護基準額等)の1.0倍未満である者。 ・上記の基準に準じた経済状況にあり、特に援助が必要であると認められる者。	10%未満	10%未満	
宮城県	大郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										当該年度において児童生徒と生計を一にする世帯全員の前年の所得が、特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる必要額(保護基準額等)の1.0倍未満である者。その他特に援助が必要であると認められる者。	10%未満	10%未満	
宮城県	大衡村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	240						10%未満	10%未満		
宮城県	色麻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2 課税所得	29	4	270						校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未満	15%未満	
宮城県	加美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	310						15%未満	15%未満		
宮城県	涌谷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										15%未満	15%未満		
宮城県	美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										15%未満	15%未満		
宮城県	女川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										10%未満	15%未満		
宮城県	南三陸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										10%未満	10%未満		

①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度準要保護就学援助額																												(2) 補足事項										
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
		(1) 費目毎の援助額																																						
学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費								修学旅行費												
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
該当団体数	35	0	0	0	7	7	7	28	28	0	0	0	0	7	7	7	28	28	0	4	4	0	2	2	2	1	1	0	8	9	0	27	27	27	0	0	0	12		
宮城県	仙台市						○	13,650									○	40,600		○	28,270						○	19,413											学用品費と通学用品費について、「学用品費等」として合算のうえ支給。 (年額) 1年生:11,420円 2~6年生:13,650円	
宮城県	石巻市						○	13,650									○	40,600		○	10,200						○	18,500											・支給平均額欄については30年度予算に計上した単価を記入。 ・通学用品費は学用品費と合わせて支給しているため学用品費に含まれている。	
宮城県	塩竈市						○	11,420									○	40,600								○	18,480			○	21,490	21,490						・「支給平均額」欄は30年度予算に計上した単価を記入した。 ・通学費は、離島へ通う児童の船代として支給		
宮城県	気仙沼市						○	11,420									○	40,600								○	22,000											修学旅行費の支給平均額は29年度の実績額		
宮城県	白石市						○	11,420									○	40,600												○	21,490	21,490								
宮城県	名取市						○	11,420									○	40,600											○	21,490	19,200									
宮城県	角田市						○	11,420									○	40,600												○	21,490	21,490								
宮城県	多賀城市						○	11,420									○	40,600												○	21,490	21,490								
宮城県	岩沼市						○	11,420									○	40,600												○	21,490	21,490								
宮城県	登米市						○	11,420									○	40,600												○	21,490	19,914								
宮城県	栗原市						○	11,420									○	40,600												○	21,490	21,490							「支給平均額」欄については、30年度予算に計上した単価	
宮城県	東松島市						○	11,420									○	40,600												○	21,490	21,490							平成29年度において、医療費の実績なし	
宮城県	大崎市						○	11,420									○	40,600		○	0									○	21,490	17,990							通学費については対象費目があっても実績がない。	
宮城県	富谷市			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600													○	18,000										認定日から学用品費は日割り(1日240円)で計算。		
宮城県	蔵王町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600															○	21,490	21,490									
宮城県	七ヶ宿町			○	11,420	0						○	20,470	0								○	39,290	0							○	21,490	0							該当者がいないため、実績なし
宮城県	大河原町						○	11,420									○	40,600												○	21,490	15,601								
宮城県	村田町			○	11,420	11,034						○	40,600	40,600																○	21,490	18,851							平均支給額に関しては29年度の実績額。	
宮城県	柴田町						○	11,420									○	40,600												○	21,490	21,490								
宮城県	川崎町						○	11,420									○	40,600												○	21,490	21,490								
宮城県	丸森町						○	11,420									○	40,600												○	21,490	21,490								
宮城県	亘理町						○	11,420									○	40,600		○	39,290								○	21,490										
宮城県	山元町						○	11,420									○	40,600										○	17,060										H29年度実績で支給平均額を記入	
宮城県	松島町						○	11,420									○	40,600				○	9,720	9,720						○	21,490	21,490								
宮城県	七ヶ浜町						○	11,420									○	40,600											○	21,490	21,490									
宮城県	利府町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600																○	21,490	21,490								
宮城県	大和町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600														○	21,490											
宮城県	大郷町						○	11,420									○	40,600												○	21,490	15,079								
宮城県	大衡村						○	11,420									○	40,600												○	21,490	21,000							通学費に関しては、スクールバス、民間バスともに保護者負担がないため、就学援助では支援していない。	
宮城県	色麻町						○	11,420									○	40,600											○	21,490	21,490									
宮城県	加美町						○	11,420									○	40,600												○	21,490	20,585								
宮城県	涌谷町						○	11,420									○	40,600												○	21,490	20,921								
宮城県	美里町						○	11,420									○	40,600												○	21,490	21,490								
宮城県	女川町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600														○	21,490											
宮城県	南三陸町						○	11,420									○	40,600												○	21,490	20,000								

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項										
		(1) 費目毎の援助額																																						
		学用品費						新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費																				
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
該当団体数	35	0	0	0	7	7	7	28	28	0	0	0	0	7	7	7	28	28	0	4	4	0	2	2	2	1	1	0	8	9	0	27	27	27	0	0	0	12		
宮城県	仙台市						○	24,550								○	47,400		○		0							○											・学用品費と通学用品費について、「学用品費等」として合算のうえ支給。 (年額) 1年生:22,320円 2~3年生:24,550円 ・通学費については実績なし	
宮城県	石巻市						○	24,550								○	47,400		○		0							○											・支給平均額欄については30年度予算に計上した単価を記入。 ・通学用品費は学用品費と合わせて支給しているため学用品費に含まれている。 ・通学費は実績なし	
宮城県	塩竈市						○	22,320								○	47,400									○	36960				○	57590	57590						・「支給平均額」欄は30年度予算に計上した単価を記入した。 ・通学費は、離島へ通う生徒の船代として支給	
宮城県	気仙沼市						○	22,320								○	47,400										○	61000										修学旅行費の支給平均額は29年度の実績額		
宮城県	白石市						○	22,320								○	47,400																							
宮城県	名取市						○	22,320								○	47,400																							
宮城県	角田市						○	22,320								○	47,400																							
宮城県	多賀城市						○	22,320								○	47,400																							
宮城県	岩沼市						○	22,320								○	47,400																							
宮城県	登米市						○	22,320								○	47,400																							
宮城県	栗原市						○	22,320								○	47,400																							「支給平均額」欄については、30年度予算に計上した単価
宮城県	東松島市						○	22,320								○	47,400																							平成29年度において、医療費の実績なし
宮城県	大崎市						○	22,320								○	47,400		○		0																		通学費については対象費目があっても実績がない。	
宮城県	富谷市				○	22,320	22,320									○	47,400	47,400										○	58000										認定日から学用品費は日割り(1日285円)で計算。	
宮城県	蔵王町				○	22,320	22,320									○	47,400	47,400																						
宮城県	七ヶ宿町				○	22,320	0									○	23,550	0									○	79410	0											該当者がいないため、実績なし
宮城県	大河原町						○	22,320								○	47,400																							
宮城県	村田町				○	22,320	21,194									○	47,400	47,400																						平均支給額に関しては29年度の実績額。
宮城県	柴田町						○	22,320								○	47,400																							
宮城県	川崎町						○	22,320								○	47,400																							
宮城県	丸森町						○	22,320								○	47,400																							
宮城県	亘理町						○	22,320								○	47,400		○		39290							○	57590											
宮城県	山元町						○	22,320								○	47,400											○	52054											H29年度実績で支給平均額を記入
宮城県	松島町						○	22,320								○	47,400										○	20000	20000											
宮城県	七ヶ浜町						○	22,320								○	47,400											○												
宮城県	利府町				○	22,320	22,320									○	47,400	47,400																						
宮城県	大和町				○	22,320	22,320									○	47,400	47,400										○	57590											
宮城県	大郷町						○	22,320								○	47,400																							
宮城県	大衡村						○	22,320								○	47,400																							通学費に関しては、スクールバス、民間バスともに保護者負担がないため、就学援助では支援していない。
宮城県	色麻町						○	22,320								○	47,400																							
宮城県	加美町						○	22,320								○	47,400																							
宮城県	涌谷町						○	22,320								○	47,400																							
宮城県	美里町						○	22,320								○	47,400																							
宮城県	女川町				○	22,320	22,320									○	47,400	47,400										○	57590											
宮城県	南三陸町						○	22,320								○	47,400																							

